

令和3年度 第3回香川県環境審議会自然環境部会 議事録

令和3年12月23日(木)

令和3年度第3回香川県環境審議会自然環境部会 会議録

1 日時

令和3年12月23日(木) 午前10時00分～11時50分

2 場所

香川県社会福祉総合センター7階 第二中会議室

3 会議に出席又は欠席した委員(50音順)

(1) 出席した委員(10名)

奥村栄朗、金子之史、川南勉、小林剛、土井清三、土手美恵、瀨崎良重、  
原直行、増田拓朗、道久工

(2) 欠席した委員(0名)

4 委員以外の出席者(14名)

(1) みどり保全課 課長 笠井正宏、副課長 神高洋一、課長補佐 櫛田直樹、  
課長補佐 河野司、主任 松本勇一、主任 谷卓憲、主事 武林将吾  
主事 高嶋龍斗

(2) みどり整備課 課長 竹本雅晴、副主幹 鐘江保忠

(3) 農業経営課 課長 岡崎力、主任 甲把理恵

(4) (株)野生動物保護管理事務所 広島事業所長 清野紘典、  
主任研究員 田中啓太

(5) 傍聴者 0名

5 議題

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

(2) 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル)の策定について

(3) 小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置の継続について

6 配布資料

(1) 配布資料一覧

(2) 次第

(3) 委員名簿

(4) 配席図

(5) 香川県環境審議会条例

(6) 香川県環境審議会運営規程

- (7) 諮問3件の写し
- (8) 資料1-1:第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要
- (9) 資料1-2:第13次鳥獣保護管理事業計画(案)
- (10) 資料1-3:鳥獣保護管理事業計画 新旧対照表
- (11) 資料2-1:イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第5期計画)(案)の概要
- (12) 資料2-2:イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(案)
- (13) 資料2-3:イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表
- (14) 資料3-1:ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3期計画)(案)の概要
- (15) 資料3-2:ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(案)
- (16) 資料3-3:ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表
- (17) 資料4-1:ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第3期計画)(案)の概要
- (18) 資料4-2:ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)
- (19) 資料4-3:ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表
- (20) 資料5-1:狩猟鳥獣捕獲禁止計画書(案)
- (21) 資料5-2:小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置 新旧対照表
- (22) 資料5-3:小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止の継続に関わる利害関係人調書(写)
- (23) 資料6:参考資料
- (24) 資料7:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

## 7 会議録署名委員

濱崎委員、道久委員

## 8 議事の概要

審議事項『第13次鳥獣保護管理事業計画』、『第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル)』、『小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置の継続』について審議した。

## 9 主な意見等

- (1) 会議録署名人について  
金子議長が濱崎委員と道久委員を指名し、異議はなかった。
- (2) 『第13次鳥獣保護管理事業計画』、『第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル)』、『小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置の継続』について事務局から説明を行い、各委員から以下のとおり意見等が述べられた。

発言者	内容
事務局	（「第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）」について説明）
原委員	資料 1-3「第 13 次鳥獣保護管理事業計画書（案）」について、まず P24 感染症への対応が生物多様性の確保とどのように関連しているのか、次に P11 に記載されているのは「イノシシ、ニホンザル」のみで、ニホンジカが入らなかったのはなぜか、加えて、P14 について県内にカモシカは生息しているのか教えていただきたい。
事務局	最初の質問については、後ほど回答する。まず 2 番目以降の質問については、イノシシ・ニホンザルとは異なり、ニホンジカが市街地に出没したという報告はないため、記載していない。カモシカについては目撃情報が数年に一度報告される。
金子議長	カモシカは東かがわ市与田山で網にかかり捕獲されたことがある。徳島県側に放逐された。愛媛県でも今まで見られなかった場所で目撃の報告が上がっている。
事務局	特定の種の絶滅や過剰な繁殖により生態系が崩れると、生息の分布等が変化し、例えば、新たに出没する動物が感染症を運ぶこととなり、人の生活にも影響を与える場合もあるので、生物多様性の保全が重要であるということである。
金子議長	外来種であるアライグマが持つ病原体は、アライグマが侵入した地域にもたらされる。このことは、細菌やウイルスといった、微生物の生態系にも外来種が媒介してもたらされることになり、もともとあったウイルスの生態系も壊してしまう。
川南委員	資料 1-3 の P19「第 19 表別掲」というのは、第 13 次鳥獣保護管理事業計画書のなかにあるのか。
事務局	資料 1-2 の P46 にある。
川南委員	資料 1-2 についての審議は行わないのか。
事務局	説明は行わないが質疑等があればお願いしたい。変更箇所は資料 1-1 と資料 1-3 で説明済みである。
濱崎委員	狩猟者の確保について。学校周辺にイノシシ、アライグマ、ニホンザルが出没した際に教育委員会に連絡して猟友会がすぐに来ていただき安全確保してもらい感謝している。年配の方が多いということで、狩猟者確保が社会的課題ということだが、資格をとるために、県民にどのように周知するのか、興味があれば誰でも受けられるのか、最低限の条件などはあるのか、若者が興味半分でなく資格を取得できる体制ができるか気になる。
土井委員	狩猟免許取得に必要な情報は香川県広報誌に載せている。県広報誌で

	<p>試験日は周知されている。狩猟免許取得にあたって、試験日に先立ち、猟友会が法令関係や技術指導といった、講習会を開催している。</p> <p>問合せがあれば詳細は県広報誌に記載していること、わからないことがあればみどり保全課に聞けば教えてくれるということは伝えている。</p>
事務局	<p>狩猟免許の取得については、年に2回、夏と冬に狩猟免許試験を実施している。次回は2月下旬に予定している。わなの免許は18歳から、銃は20歳から取得可能であり、農業科のある高校や、農業大学校、香川大学農学部等に試験の申込書や免許取得の案内を配布している。狩猟免許を持っていない方々を対象に狩猟に興味を持っていただくため狩猟の疑似体験や説明をする講座を実施している。試験の案内を市町に配布し参加を募り、興味のある方が免許を取得しやすくなるよう取り組みを行っている。</p>
事務局	<p>(「イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(案)」について説明)</p> <p>資料2-3「イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(案)」について、P5の表1で、「推定増加頭数」という項目があるが、自然のフィールドでの増減という概念から現行計画に合わせ、「推定自然増加頭数」に修正したい。</p>
増田委員	<p>資料6の図2で小豆島はH27がピークで、その後横ばいから減少傾向となっている。資料2-3のP5表1では自然増加率が40%となっているが、増加していることを意味しているのではないか。</p>
奥村委員	<p>自然増加率には捕獲数は加味されておらず、増加した分より多く捕獲しているので、生息数が減少傾向になっていることを示している。</p>
増田委員	<p>理解した。</p>
奥村委員	<p>狩猟者を増やすことは重要である。どこの県でも狩猟者を増やす試みをしている。特定計画の検討会でも述べていることであるが、資料2-3のP7の狩猟登録者年齢構成の推移を見ても明らかなおと、年齢が上がることで60代以下は減り、70代が増えていっている。その下の年齢層が増えなければ狩猟者人口は増えていかない。今後、狩猟人口が減少していくのは明らかで、若い人に興味をもって狩猟者になっていただく働きかけが必要である。猟友会が頑張っ限界近くまで捕獲しているが、イノシシの増加数を考慮すると、数を減らすためには捕獲数を増やす必要がある。毎年、狩猟者が減少することを考えれば、狩猟者だけの現状の体制を続けると、5年後、10年後に対処できなくなることが目に見えている。抜本的に野生動物をコントロールする体制を検討しなければならないと考えている。</p>
金子議長	<p>このことは、本当に重要なことである。</p>
小林委員	<p>資料2-3のP2の4ウ、P4の6(1)、どちらも分布域を表してい</p>

	<p>る。分布域と生息域が混同して使われているので、整理する必要がある。また、地域別の捕獲等の詳しい情報があれば、分布域のなかでどこに注視すべきかを示す資料として提示すべきである。</p> <p>P4の6(2)についても、ここで書かれているのは生息状況ではなく、個体数の推定結果なので、内容に合わせた見出しにする必要がある。表1も同様で、表の内容は個体群動態の推定結果ではなく、個体数変化に係る要因の推定結果ということになる。また、表1の項目は、資料6の個体数変化のグラフと併せて整理して載せないと、情報が伝わりにくい。</p> <p>各地域に生息している個体を個体群とみなして推定したという前提条件を示す必要がある。こうした前提抜きには対策には活かせない。</p>
事務局	<p>ご指摘を整理すると、まず、P4の「生息域」を「分布域」に修正するというので良いか。</p>
小林委員	<p>単に字面を揃えるということではなく、「分布」は経緯的な分布やゾーンを示し、「生息地」は具体的にどのようなタイプのハビタットであるのか分析して濃淡を示すものであり、もし加えられる情報があるのであれば加えるべきであると考え。言葉を正しく使い分けた方が良いと考えている。今すぐに変更すべきという意見ではない。将来的には、そのような考え方で言葉を使い分けてほしい。</p>
事務局	<p>分布域の濃淡を把握するのに、捕獲頭数の濃淡といった情報は必要か。</p>
小林委員	<p>捕獲に限らず、様々な情報から、分布域の拡大も含め、県内のどこでこういった状況なのかを踏まえて、例えばベイズモデルを活用することで、有益な基礎情報が得られると考えられる。</p>
金子議長	<p>具体的な分布情報については、事業実施計画で経年的に示されている。特定計画では年変化を細かく記載するのではなく、5年間の全体的な計画のみを示している。</p> <p>「生息域」を「分布域」に修正するのが正しい。</p> <p>例えば島嶼に生息するイノシシの歴史的な経緯については、記録が残っておらず、現状からみた捕獲の濃淡というのは把握が難しい。</p> <p>事業実施計画の資料をみていただければ理解が進むと思う。</p>
小林委員	<p>事業実施計画に記載しているということは了解した。ここで指摘したいのは言葉としての表現の仕方と、分布等の情報は事業実施計画に記載しているということを示す必要があるということである。</p>
事務局	<p>年度ごとの事業実施計画では捕獲数による濃淡を示しながら捕獲計画を検討している。</p>
奥村委員	<p>事業実施計画の検討会では、非常に細かい情報をもとに議論している</p>

	が今日の資料としては提示できていない。
小林委員	個体数推定の部分に関しては言えば説明として情報が不足していると感じる。
奥村委員	推定をするための様々な情報の収集は行っており、過去の情報の積み上げはあるものの、データに不十分な部分がある。信頼性の高いデータがすぐに得られるわけではないので、そこはご納得いただきたい。
原委員	農業被害はうまく抑えていると思う。イノシシは増加しているものの、対処法を確立することで被害が抑制できているという印象を受けた。資料2-3のP7図2について、狩猟者に平成28年以降の60～70代の数は変化がないように思う。60代だけが減少している理由はなにか。狩猟者を増やすため、農業者を増やすのと同様の、スマート農業と同じように省力化するようなスタイルの動きがあれば教えてほしい。
増田委員	70代が増えているように見えるのは、年齢が上がることで60代から70代に移行する年間の人数がそこだけ多いためと考えられる。そのため、他の世代の割合が変わらなくても60代だけが大きく減少しているように見える。
金子議長	推測に過ぎないが、高齢者の死亡年齢がのびたことで、60歳で定年退職してもそれ以降も仕事を続けることが増え、引退後に狩猟者になるのが遅くなるという、以前とは異なる生活設計になったことを示しているのではないかと思う。
事務局	(「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(案)」について説明)
原委員	資料3-3「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(案)」について、イノシシでは本土部、小豆島の順だったが、シカでは小豆島、本土部の順になっている。将来的に本土部の生息数が小豆島の生息数を超えた場合、この記載順番を変更するのか。
事務局	小豆島が先になっているのは、過去の計画を踏襲していることに加え、これまで管理の中心地だったため、歴史的な経緯に基づいている。
奥村委員	この並びにするのは私の意見で、シカの管理は、これまで小豆島が中心で、本土部はごく最近開始された。計画全体の並びがこうなっているので、直すのであれば、計画全体の並びを変える必要がある。今後、本土部での個体数が増え、問題が大きくなることがあれば、対策の比重が変わり、計画の構成を変える必要があるかもしれない。
土手委員	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、全てで駆除が大きなテーマになるといえるが、今後の捕獲数を伸ばすにあたってどこに力を入れるか教えてほしい。

事務局	資料 3-3 の P 7 の捕獲数の経年変化の図を見ると、有害捕獲がほとんどを占める。主体は市町になるが、奨励金の増額等も含め、今後も有害捕獲に力を入れていきたい。
土手委員	有害捕獲に携わっているのは狩猟免許保持者ということになるので、そのあたりの底上げが重要になってくるかと思う。
事務局	狩猟人口の増加については引き続き推進していく。
事務局	指定管理鳥獣捕獲等事業では、市町の費用負担が必要である。石清尾山塊や島嶼部では通常の捕獲が困難ということで、県が実施している。ただ、地元負担もあって、市町からの要望が減少しつつある。それも踏まえ、有害捕獲が中心となると考えている。
事務局	(「ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)」について説明)
出席委員一同	「ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(案)」について、質問・意見なし。
事務局	(「小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置の継続」について説明)
原委員	「小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置」について、現行計画を踏襲した書き方ということでは了承するが、年号だけは期間がわかりにくいので、西暦で示したらどうか。昭和から令和まで継続されている取組みは、年号を見ても何年間実施されているかわからない。
金子議長	要するに、長い時間の経過で物事を見ようとするときは、時間の単位を一定にした方がわかりやすいということからの発言。原案を通すか通さないかというよりも、今後、事務局がどう対応するかということ。
増田委員	説明文に西暦を併記してはどうか。
事務局	西暦を併記することについて検討したい。
増田委員	時間的な問題があるから次回の計画変更からでも構わない。
事務局	わかりました。
川南委員	資料 1-2 「第 13 次鳥獣保護管理事業計画書(案)」について、集団繁殖地の保護区という記載があるが、アマツバメが島嶼で繁殖していることが確認されており、こうした積極的な保護が必要な種への対応について、別途相談させていただきたい。また、P11 の希少鳥獣について、個別の種ごとの調査により、生息状況や生息環境の把握に努めるとある。具体的な調査の取組みをお願いしたい。これについては、個別に相談をさせていただきたいと考えている。
事務局	また、別途相談させていただきたい。



川南委員	議題と関係ないが、ハンターマップの「香川県で狩猟される皆さんへ」の資料について、明らかに香川県に分布していない動物（エゾシカ、エゾライチョウ、ヒグマ等）の扱いを検討してほしい。
事務局	全国一律の様式に基づいているのでそうなっているが、ご指摘のとおりなので、どのように記載するか検討したい。
川南委員	詳細なモニタリング調査結果に基づいた意見になるが、ヤマシギやクロガモといった、香川県内では数年に一度程度しか見かけない種が狩猟鳥獣になっているので、狩猟鳥獣の見直しをお願いしたい。
事務局	また、別途相談させていただきたい。
金子議長	諮問内容について、若干の修正が必要と感じた。特に小林委員のイノシシ第二種特定鳥獣管理計画へのご意見は詳細な検討が必要になる。そこも含め、修正内容については私に一任させていただきたいが、よろしいでしょうか。
出席委員一同	異議なし。
金子議長	本日の会議を通じて感じた今後の課題として、自然環境部会の委員の中で特定鳥獣管理計画検討委員会の検討委員とそうでない委員がいるなかで、そうでない委員は基本情報を持っていない状態で会議に参加しなくてはならないため、情報のギャップが大きい。情報を持っていない委員に対しては事前に情報提供し、内容を把握していただいたうえで議論するという方法をとっていただけると、円滑に議論を進めることができると考えている。
事務局	事前に資料の送付はしているものの、事前情報の差をどう埋めるか検討する。検討会の議事録を事前に提供するなど部会長と相談したい。
金子議長	スクリーンに情報を映してみteいただくというような方法も検討してほしい。
金子議長	今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	今後、「第13次鳥獣保護管理事業計画」、「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）」については、県内市町、四国森林管理局、県庁内関係部局への協議を行うとともに、1月中旬から2月中旬までの1箇月間、パブリックコメントを実施した後、部会長から環境審議会会長に、今回ご審議いただいた結果をご報告いただき、自然環境部会の決議を環境審議会の決議とするための会長の同意をいただいた後、環境審議会会長から知事へ答申いただき、知事が計画の決定を行う運びとなる。 その後、計画について環境大臣に報告を行うほか、県内市町や関係機関等に通知することとしている。 また、「小豆郡一円におけるニホンジカの狩猟による捕獲禁止措置の

継続」については、部会長から環境審議会会長に、今回ご審議いただいた結果をご報告いただき、自然環境部会の決議を環境審議会の決議とするための会長の同意をいただいた後、環境審議会会長から知事へ答申いただき、知事が捕獲禁止の決定を行う運びとなる。

その後、環境大臣に捕獲禁止の届け出を行うほか、関係市町や関係機関等に通知することとしている。

以上、会議の顛末を記録して、その正確なるを証するため、次のとおり署名捺印をする。

令和4年 月 日

香川県環境審議会 自然環境部会長

---

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---